

## 次期秋田県健康増進計画の策定について

### 1 現計画（第2期健康秋田21計画）について

#### (1) 策定年度

平成24年度

#### (2) 計画期間

平成25年度～令和5年度

※ 当初の計画期間は令和4年度までとなっていたが、厚生労働省において自治体と保険者による一体的な健康づくり施策を実施するため、医療費適正化計画等と健康日本21（第三次）の期間を一致させること等を目的として、健康日本21（第二次）の期間が1年延長されたことから、県においても同様に計画期間を1年延長することとしている。（令和3年度健康秋田21計画企画評価分科会において協議済み）

#### (3) 計画の性格

- ・健康増進法第8条第1項に基づく「都道府県健康増進計画」
- ・秋田県健康づくり推進条例第8条に基づく「基本計画」
- ・「ふるさと秋田元気創造プラン」（平成22年度～令和3年度（3期12年））で掲げる「健康長寿あきた」を実現するための長期的な基本方針

### 2 次期計画の策定に関する基本的な考え方

- ・計画の性格については、基本的に現計画の考え方を継承する。  
なお、県の総合計画との関係は、「新秋田元気創造プラン」に掲げる「全ての県民が健康上の問題で日常生活を制限されることなく、生きがいや豊かさを実感できる社会の実現」に向けた取組を推進するための基本方針として位置づける。
- ・計画の策定に当たっては、現計画の成果と課題を踏まえるとともに、国の動向等を反映する必要があるため、現計画の最終評価や国の次期健康増進計画を活用しながら、策定を進める。
- ・策定スケジュールは別紙のとおり